

**「NAMICS presents TGC NIIGATA 2026 by TOKYO GIRLS COLLECTION」
新潟市ブース制作業務プロポーザル選定委員会設置要綱**

(趣旨)

第1条 この要綱は、「NAMICS presents TGC 新潟 2026」における新潟市ブースの出展に係る各種制作等の業務を行う事業者を公募型プロポーザル方式で選定するための選定委員会（以下「委員会」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 業務実施にあたり、委託候補者（以下、「候補者」という。）の中からプロポーザル方式により選定するものとする。その選定に関し、必要な事項を公正かつ適正に審査するため、委員会を設置する。

(協議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 選定資料の内容確定
- (2) 提案内容の評価
- (3) 最優秀提案者の決定
- (4) その他、公募型プロポーザル方式を実施する上での必要な事項

(構成員)

第4条 委員会は、別の表に掲げる職にある者により構成する。なお、委員長及び副委員長以外の委員は、当該委員が指定した当該所属職員による代理を認める。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長には新潟市農林水産部食と花の推進課長、副委員長に新潟市政策企画部政策調整課長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、これを代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、委員長の決定により、書面開催の方法によることができる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席をもって開催することができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数の合意をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 会議は、非公開とする。
- 6 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正な審査に務めなければならない。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、委員会の審査を公開した結果、公知となった情報を除く。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、新潟市農林水産部食と花の推進課に置く。

附則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、落札者の決定を公にした日の翌日にその効力を失う。

別表（第4条関係）

新潟市食文化創造都市推進会議 委員
新潟市政策企画部 政策調整課長
新潟市政策企画部 広報課長
新潟市農林水産部 食と花の推進課長